

議案第48号

令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

- 1 契約の目的 令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約の金額 198,000,000円
- 4 契約の相手方
住 所 京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地
氏 名 オリックス・ファシリティーズ株式会社
代表取締役 稲葉 康

契約の締結に係る概要

1 名称

令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業
委託

2 概要

CO₂排出量の削減及び電気使用量の縮減を図るため、ESCO事業を採用して市立小中学校、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園施設の照明設備をLED照明へ更新する。

3 履行場所

京田辺市立小・中学校（12施設）

京田辺市立草内幼稚園、三山木幼稚園、薪幼稚園

京田辺市立三山木保育所

京田辺市立河原こども園

4 事業期間

地方自治法の規定による議会の議決の翌日から令和9年3月31日まで